

**新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書**

平成 29 年 2 月 14 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

会 社 名	ジャパンエレベーターサービス ホールディングス株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名 (署名)	代表取締役会長兼社長 石田 克史

当社の代表取締役会長兼社長である石田 克史は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

1. 新規上場申請のための有価証券届出書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」「連結財務諸表の用語、様式、及び作成方法に関する規則」「財務諸表の用語、様式、及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関係法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券届出書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成においては、業務分担と責任部署が明確になっており、適切な業務体制が構築されております。
3. 毎月開催している定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、経営上の重要事項や業務執行状況等を適切に報告するとともに、重要な経営事項に関する審議及び意思決定を行っております。
4. 監査役は、取締役会への出席や監査役監査の実施、日常の情報収集を通じ、取締役の職務執行が適切に行われていることを確認しております。
5. 内部監査においては、内部監査室が他の組織から独立して内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査しており、その結果を代表取締役に報告する体制が構築されております。
6. 会計監査人である有限責任監査法人トーマツによる監査において、新規上場申請のための有価証券届出書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項が無いことを確認しております。

以上